

**【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面5 (call4 公開版)】**

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

令和3年(家)第335号 性別取扱変更審判申立事件

申立人 鈴木げん

## 補充書面6

(国内の議論に関する主張の補充—東京弁護士会意見書)

2022年4月 日

静岡家庭裁判所浜松支部 御中

申立人代理人弁護士 藤澤 智実

ほか

2021年10月4日付け申立書「第8 本件規定の違憲性を裏付ける国内外の議論」の「2 国内の議論」で述べた点につき、以下のとおり補充する。

### 1 東京弁護士会意見書

東京弁護士会は、2022年3月23日開催の常議員会の審議を経て「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の『現に未成年の子がいないこと』の要件に関する意見書」をとりまとめ、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官に提出した(甲B21)。

この意見書は、直接には本件規定に関わるものではないが、その7ページから10ページにかけて、「人がその性自認に沿った取り扱いを求める権利」を肯定する議論を詳述し、「現に未成年の子がいないこと」(特例法第3条1項3号)を性別取扱変更の要件から削除すべきと結論づけている。

## 【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 5 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

上記権利を肯定した根拠として、各個人が内面において性別について深く感じている経験に関する事実・経験則のうえに、憲法13条、日本弁護士連合会の人権救済事件における意見、関東弁護士連合会の定期大会における宣言（甲B15）、2021年11月30日の第3小法廷宇賀克也裁判官反対意見、欧州人権裁判所の裁判例（甲F3及びF4）、自由権規約委員会の判断（規約17条のプライバシーを「ある人の生活について、人との関係であるいはその人単独にて、その人のアイデンティティ（同一性）を自由に表現できる生活の範囲について言及する」ものとし、これにはジェンダー・アイデンティティの保護も含むものと判断した）、及び国際人権条約に関する日本の裁判例を参照し、そのうえで、人がその性自認に沿った取り扱いを求める権利は、憲法第13条に基づいて確認され、保障されていると述べている。

結論の箇所にある脚注では、市民も読者となることを意識して、次のように述べている。

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される」との認識のもとに、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が包括的に最大の尊重がされることを確認しており、人の人格的自律に必要な権利自由が人権として保障されるものであることを確認している。

性自認、いいかえれば各個人が内面において性別について深く感じている経験は、人格的な自律のために、尊重されるべきとの認識のもとにかかる脚注を入れたものと思われる。

## 2 本件事件との関係

東京弁護士会が「人がその性自認に沿った取り扱いを求める権利」と

**【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面5 (call4 公開版)】**

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

して表現する利益は、表現の差異はあるものの、性質としては申立書にいう「性自認どおりの性別を尊重される権利」と同じものである。

こうした国内の法曹界の議論も踏まえ、本件においても上記利益が人権としての性質をもつことを前提に、本件規定につき厳格に違憲性が審査されなければならない。

以上